

給与の種類	支給条件		支給日	備考																
	支給対象者	支給率又は支給額																		
手	(4) その他 (18歳未満の子・18歳未満の弟妹) (60歳以上の父母等) (注) 上記親族でも、年間所得が 650,000円 (月額54,100円) 程度以上あるときは、 扶養親族とは認定できない。	月額 1,000円		51.12.24 から																
	4 通勤手当 住居と勤務公所の距離が2km以上ある者が次の 交通機関又は交通用具を利用して通勤する者。 (1) 交通機関	1ヵ月定期乗車券の額。ただし13,000 円を超えるときは、越える額の1/2 (7,000円限度)の額を加えた額。	給料の支給日	51.4.1から 改定																
	(2) 交通用具 (自転車等)	<table border="1"> <tr><td>2 km以上 5 km未満</td><td>1,700円</td></tr> <tr><td>5 km以上 10 km未満</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>10 km以上 15 km未満</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>15 km以上 20 km未満</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>20 km以上 25 km未満</td><td>5,800円</td></tr> <tr><td>25 km以上 30 km未満</td><td>6,900円</td></tr> <tr><td>30 km以上 35 km未満</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>35 km以上</td><td>9,200円</td></tr> </table>	2 km以上 5 km未満	1,700円	5 km以上 10 km未満	2,700円	10 km以上 15 km未満	3,700円	15 km以上 20 km未満	4,700円	20 km以上 25 km未満	5,800円	25 km以上 30 km未満	6,900円	30 km以上 35 km未満	8,000円	35 km以上	9,200円		51.4.1から 改定
	2 km以上 5 km未満	1,700円																		
5 km以上 10 km未満	2,700円																			
10 km以上 15 km未満	3,700円																			
15 km以上 20 km未満	4,700円																			
20 km以上 25 km未満	5,800円																			
25 km以上 30 km未満	6,900円																			
30 km以上 35 km未満	8,000円																			
35 km以上	9,200円																			
(3) 交通機関と交通用具の併用者	1ヵ月定期乗車券の額+上記(2)の手 当額。 ただし13,000円を超えるときは超え る額の1/2(7,000円限度)の額を加え た額。																			
特 殊 勤 務 手 当	校長兼務手 当	全日制独立高校の校長が、定時制独立高校の校 長を兼務しているとき	給料月額×8%	翌月の給料 支給日	47.1.1から															
	昼夜間兼務 手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼 務したとき、又は夜間課程を本務とする教育職 員が昼間課程を兼務したとき。	授業又はその補助を行った時間1時 間について 660円。	同 上	50.11.1 から															
	保健指導等 業務手当	少年自然の家に勤務する保健婦である職員が当 該業務に従事したとき。	月額 3,600円	同 上	同 上															
	防疫作業従 事職員の手 当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職 員が防疫作業に従事したとき。	日額 210円	同 上	同 上															
	機関部作業 手当	機関士、操機長、主任操機員及び操機員が練習 船福島丸に乗り組み、機関の操作作業に従事し たとき。	日額 180円	同 上	同 上															
	通信教育添 削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員 が通信教育の添削指導に従事したとき。	添削件数が10件まで 1,200円、10件 を超える1件ごとに 120円加算。	翌月の給料 支給日	50.11.1 から															
	通信教育面 接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員 及び協力校の教員が通信教育の面接指導に従事 したとき。	面接指導1時間について 840円。	同 上	同 上															
	夜間勤務手 当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とす る職員	月額 3,600円	同 上	同 上															
	舎監手当	高等学校又は特殊教育学校に置かれる寄宿舎の 舎監を命じられている教員。	勤務1回につき 2,400円 自営者養成農業高校等にあっては勤 務1回につき 3,200円。	同 上	51.4.1改定															
	漁獲手当	水産高校練習船の乗務員が漁ろうに従事したと き。	配分基礎額の19.8%の範囲内で乗組 員ごとの代数に応じてあん分した額	航海終了後2 週間以内																